中間前金払制度導入に伴う事務処理について

平成11年５月20日 11監第117号

　　　　　　　　　　　　　最終改正　令和２年３月24日 31建企第791号

１　中間前金払とは

　　工事の受注者が前払金を受けた後、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結し、その証書を発注者に寄託することにより請求できる前金払をいう。

２　対象工事

　(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る同法第２条の公共工事に要する経費

　(2) 一件の請負金額が１００万円以上である工事

３　中間前金払の使用対象となる経費の範囲

　　当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

４　中間前金払の割合

　　請負金額の１０分の２以内。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負金額の１０分の６を超えてはならない。

５　中間前金払支払いの条件

(1) 工期の２分の１を経過していること。

(2) (1) の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗率が請負代

金額の２分の１以上であること。

設計図書の変更指示書により新規工種等の追加指示が行われている場合は、当該

新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係

る出来高を認定対象とする出来高に含めることができる。

出来高の計算式は、次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 出来高＝（Ｂ＋Ｃ）／Ａ  Ａ：中間前払金の支払請求時点における請負代金額  Ｂ：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高  Ｃ：当該部分に係る契約書の変更が未実施の部分 |

６　中間前金払と既済部分払の選択

(1) 一件の請負金額が１０００万円以上である工事は、契約締結時に工期途中における請負代金の一部支払について、中間前金払又は既済部分払により行うかを選択させ、約定しておくこと。

(2) 契約にあたり既済部分払をすることを選択した工事は、中間前金払を行わない。

(3) 既済部分払を当初に選択した場合でも、その後に中間前金払の請求に変更を申し　出ることができる。また、中間前金払を当初に選択した場合でも、その後に既済部分払の請求に変更することができる。

ただし、既に中間前金払又は既済部分払を行った場合は変更することができない。

６の２　契約途中で中間前金払又は既済部分払の選択を変更する場合

　(1) 受注者が中間前金払又は既済部分払の選択変更を申し出たい場合は、中間前金払・既済部分払の変更申請書（長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号。以下「規則」という。）様式第７号の６）を提出させる。

　(2) 受注者から中間前金払又は既済部分払の選択変更の申し出があった場合は、契約担任者は速やかに、工事請負変更契約書（規則様式第８号の６又は様式第８号の７）により変更契約を締結するものとする。

７　認定の方法

　(1) 受注者から中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、認定請求書に工事履行報告書（様式１）を添えて契約担任者に提出させる。また、標準請負契約書第３条に基づき提出された工程表に変更が生じている場合は、併せて変更後の工程表を提出させる。

(2) 受注者から中間前金払にかかる認定の請求があったときは、当該契約に係る工期の２分の１（債務負担行為にあっては、当該年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも２分の１（債務負担行為にあっては、出来高予定額の２分の１）以上であるかどうか工事履行報告書等により確認する。

　(3) (2) の確認は、工事を担当する監督職員で行えるものとする。

　(4) 契約担任者は、その結果が妥当と認めるときは、認定（調書）通知書を２部作成し１部を受注者に交付し、他の１部を設計書に綴り保管する。

　(5) (4) の認定の結果通知は、請求を受けた日から７日以内に行わなければならない。

８　中間前金払をした工事について既済部分払ができることの特例

　(1) 中間前金払をした工事が、請負金額の３分の２以上に相当する工事出来高（標準請負契約書第39条第１項の請負代金相当額をいう。以下同じ。）がある場合において、県の都合又は天候の不良等請負人の責に帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想されるものについては、次の式により算定して得た額を既済部分払として行うことができることとする。

　　算定方式

　　既済部分払金額＝工事出来高金額×（９／１０－前払金額／請負額）－中間前払金額

　(2) (1)の既済部分払を行うか否かについては、受注者と協議の上決定することとし、既済部分払を行う場合にあっては、協議書により行うこととする。

９　債務負担行為による特例

　(1) 債務負担行為に係る契約分については、各会計年度の出来高予定額を対象として、中間前金払をすることができる。

　(2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。

(3) ６(3)は、各会計年度で判断する。

10　標準請負契約書の条項等の削除の処理

　(1) 中間前金払を選択する場合は第39条第１項空白部分に０を記入する。

　　　ただし、債務負担行為に係る契約においては、９(2)による部分払の回数を第44条第３項に記載し、その合計回数を第39条第１項空白部分に記入する。

　　　中間前金払を選択しない場合は、第38条を削除し、上段余白に第38条削除とし、各自押印する。

　(2) 債務負担行為に係る契約において、中間前金払を選択する場合は第44条第２項(A) を削除し、上段余白に第44条第２項(A)削除とし各自押印する。

　　　中間前金払を選択しない場合は、10(1)によるほか第43条及び第44条第２項(B) を削除し、上段余白に第43条及び第44条第２項(B)削除とし各自押印する。

様式１

工　事　履　行　報　告　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事名 |  | | |
| 工期 | ～ | | |
| 日付 |  | | |
| 月別 | 予定工程　　％　　　（ ）は工程変更後 | 実施工程　　％ | 備　　　　　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （記事欄） | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 主任監督員 | 監督員 |  | 現場代理人 | 主任(監理)  技術者 |
|  |  |  |  |

様式１

工　事　履　行　報　告　書　（　記　載　例　）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事名 | ○○橋下部工事 | | |
| 工期 | 令和○○年７月××日～令和△△年３月××日 | | |
| 日付 | 令和○○年１２月××日（７月～１２月分） | | |
| 月別 | 予定工程　　％　　　（ ）は工程変更後 | 実施工程　　％ | 備　　　　　　考 |
| 令和○○年　７月 | ５ | ５ |  |
| ８月 | １０ | ８ |  |
| ９月 | ３０ | ２５ |  |
| １０月 | ５０ | ４５ |  |
| １１月 | ６０ | ５５ |  |
| １２月 | ７０ | ６８ |  |
| 令和△△年　１月 | ８０ |  |  |
| ２月 | ９０ |  |  |
| ３月 | １００ |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| （記事欄） | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 主任監督員 | 監督員 |  | 現場代理人 | 主任(監理)  技術者 |
| 印 | 印 | 印 | 印 |